



## ■ 2011 年\_第 3 回定例会（第 6 日目）放射性物質の拡散阻止を求める意見書 (2011. 09. 27)

◎【30 番陣内泰子議員】 それでは、ただいま上程されました議員提出議案第 5 号、災害廃棄物等の処理によって放射性物質を拡散させないことを求める意見書についての提案説明を行います。

3 月 11 日の東日本大震災によって東北地方に甚大な被害をもたらされました。また、同時に起こった東京電力福島第一原発事故はいまだ収束されず大量の放射 性物質を大気中に放出し続け、その量はセシウムに関して言うならば広島原発の 168 個分とも言われています。この想像を絶する放射性物質は、海、空、大地 を汚染し、広く首都圏並びに関東甲信越地区にも影響を及ぼしているところです。こういった被害の状況を情報の速やかな公開により私たちはまずしっかりと認 識をしなければなりません。

災害廃棄物は岩手、宮城、福島 の 3 県で約 2,200 万トンとされています。そのうち可燃のものはその 3 割、700 万トン余りという状況であります。被災地を歩くと、うずたかく積まれたこれら災害廃棄物を見ると、一刻も早く撤去しなければならない、復興の大きな妨げに なるとの思いを募らせるのですが、そう簡単にはいきません。なぜならば、環境中に放出された放射性物質は、燃やしても焼いても何をしてもなくなり、半減 期の中で徐々に自然に消滅していくまでを待つしか処理の方法がないからです。半減期 30 年のセシウム 137 の例を考えるならば、何と 300 年という時間が たたなければならぬというのです。だからこそ、放射性物質の管理に関しては、閉じ込める、動かさない、厳重な管理下に置く、このことが求められてきているのです。

しかし、環境省は、4 月に全国の自治体に災害廃棄物の受け入れを打診し、全国 500 以上の自治体が受け入れ可能とその時点では回答しているのですが、その後起こった稲わら放射能物質による肉牛汚染の全国的な広がり、対応の困難さを見るならば、放射能汚染物質を拡散させてはならないということは明らかであります。これらの反省もなく、環境省は放射性物質を含んでいると思われる災害廃棄物を全国各地に排出をし、焼却処分することをよしとし、また、焼却によってなくなるわけではないこの放射性物質の大気中への放出に関しては安全とし、かつ焼却灰については何と 8,000 ベクレル以下の ものは一般廃棄物として埋め立て、またリサイクルを可能としています。

8,000 ベクレル以上 10 万ベクレル以下のものについても、一定の管理 のもとでの一般廃棄物最終処分場での埋め立てを認めることとして全国の自治体に通知をしたところです。これは、海外からも批判をされている、放射性物質を 焼却するという前代未聞の策に取り組もうとしているわけです。これは、放射性物質の拡散の道を開くもので、決してあってはならないこと、やっちはいけない ことに踏み込もうとしています。自治体からの受け入れできないという声も上がっているところです。

よって、仮置き場に置かれている災害廃棄物の 処理処分に当たっては、まず放射能測定を行い、その値を公表するとともに、科学的知見を集め、放射能対策の基本である封じ込める処理の方法の検討を早急に 行うことを求めるとともに、国は国民の命と健康を守る立場に立って、放射性物質による環境汚染に対して責任を持って対応し、全国への拡散を防止することを 強く求めます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、提案説明といたします。